

電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止(令和3年度税制改正)に関する宥恕措置について

令和3年度税制改正の電子帳簿等保存制度の見直しの概要

申告所得税・法人税に係る保存義務者は、令和4年1月1日以後に行われた電子取引(請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引)の取引情報(請求書・領収書等)を、電子データのまま保存しなければならないこととされた。

(注) 改正前は、電子取引データを出力することにより作成した書面等の保存をもって、その電子取引データの保存に代えることが可能。

【令和4年度税制改正の背景】

- ✓ 大企業であっても施行(令和4年1月1日)までの間に、対応未完了(準備中)の事業者が多数いる。
- ✓ 中小企業においては制度の認知が十分に進んでいない。



令和4年度税制改正の概要(改正省令は、令和3年12月27日公布、関係通達&FAQは、同月28日発表)

- 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存を可能とする(2年間の宥恕措置)。
- この宥恕措置の適用にあたって、納税者から税務署長への手続などは要しない。

宥恕措置期間中における納税者の具体的な対応イメージ

- 電子取引の取引情報(請求書、領収書など)の電子データを、従前と同様に、書面に出力して保存しておく。
- 税務調査があった場合には、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合わなかった。」や「今後、保存に係るシステムを整備する意向は有している(現時点で未整備)。」など、その事情を口頭で回答する。

※ 電子取引データの保存義務違反に関しては、法令が厳格に適用されることにより「青色申告の承認取消しや経費が否認されるのではないかと」の声も出ていたところ、国税庁より令和3年11月に以下の取扱いを公表済み。

〔…その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。〕